

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月1日（金）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16人）

農業委員 （6名）

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

農地利用最適化推進委員 （10名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

池田 保吉

中島 政秀

小柳 仲雄

内田 秀敏

柳瀬 伸博

松本 広喜

4. 欠席委員
- 3番 川崎 豊洋
- 7番 水田武次郎

4. 議事日程

議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第 15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第3回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員6名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4番の新宮委員さんと5番の池田委員、よろしくお祈いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、 議案第12号が2件、議案第13号が1件、議案第14号が1件、 議案15号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員にお願いしたいのですが、欠席という事なので、事務局より説明をお願いします。及び田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>

事務局	<p>水田委員より連絡を受けていますので報告します。8月28日に田口推進委員と譲受人に会いに行かれたそうです。今回購入のところは家の裏のみかん畑という事です。この土地については譲渡し人の先代から借りて耕作を行っていたという事で今回所有権移転をお願いしたという事です。</p> <p>水田委員の所感ではこれまで耕作もされており特に問題はないという事です。以上です・</p>
議長	<p>つづきまして田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田口委員	<p>土地が譲受人の家の裏という事で、現況を見た場合、今までは譲受人が耕作されていたので良かったのですが、別の方が耕作された場合、少しでも草が生えればすぐに家に係る状況です。それで譲受人の将来的な展望として、家の環境を良くするために、少し落ち着いたら形状変更をして家との間を空けて、風通しを良くしたいと考えているようです。他は水田委員と同じです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>(事務局説明)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>8月28日に貸人の家に出向いて話をしました。去年の12月に帰って来て就農して来年には経営移譲をしようという事で、今回使用貸借を結びますとの事でした。</p>
木村委員	<p>小川委員と家でお話を聞きました。内容については小川委員のとおりです。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は、許可相当と認められました。 続いて、議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、水田委員の報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>8月31日に中島委員とともに申請人の息子と話をしました。適正に段階を踏まれて申請をされていますので、特に問題はありません。また、業務内容も公共性がありますので、許可相当と判断されますとの事でした。</p>
議長	<p>中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島推進委員	<p>事務局の説明のとおりです。地目としては畑としてありますが、現段階で畑として利用されていませんが、常に草払い等を行っており、畑に戻そうと思えばできるような土地でした。今回は駐車場として使用したいという事で、排水の面で気になったので聞いたら、アスファルト等はずらずに砂利を敷くという事でしたので、問題ないと思われます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続いて、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>(事務局説明)</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、池田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田農業委員	<p>現地を確認しました。隣の方とかとも相談されているという事で、問題ないと思われます。</p>
中島推進委員	<p>譲渡人と話しました。変更事由にもあるとおりが本人が高齢という事で、耕作は難しい。今回の土地については、昨年までは別の方に貸されて耕作されていまして、そこまで荒れていない状態です。ただ、本人の生業は養鶏ですので、畑作はあまりしていないという状態で、貸していた方も高齢なので、今もし返されても出来ないのでは、どうしようかと思っていたところ、隣が太陽光発電をされていて、その業者が「それなら私が買います」という事で、そのまま太陽光をしましよとなりました。</p> <p>それで太陽光では最近トラブルが多いという話を聞いていましたので、譲受人に確認をしたところ、申請書を出す前に地区の役員と話をして、水の問題や管理について覚書を交わしましたという事で。問題がないのかなと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続いて、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、池田農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田農業委員	<p>ご本人がうちに出向いてきましたので、そこでお話を伺いました。今までも耕作されている様子は確認してきましたが、まじめに作業されている印象です。今回は更新という事で問題ないと思います。</p>

池田推進 委員	更新しますからと電話がありました。耕作もきちんとされています。大和 の人で遠方からですが、きちんとされてます。
議長	調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、原案どおり認められました。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいた します。
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第3回 総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます でした。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 9月 1日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 新 宮 義 晃

議事録署名者 池 田 恵